

Title	第二次世界大戦後、間島省臨時政府の朝鮮人文官とその活動
Sub Title	Korean officials and their activities in provisional government of Jiandao during the postwar period
Author	尹, 国花(Yin, Guohua)
Publisher	三田史学会
Publication year	2023
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.91, No.4 (2023. 1) ,p.31 (299)- 51 (319)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20230100-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次世界大戦後、間島省臨時政府の 朝鮮人文官とその活動

尹 国 花

はじめに

本稿は、第二次世界大戦後（以下、戦後と称する）、ソ連軍が中国延辺地方において発足させた間島省臨時政府による各種政策、及び朝鮮人文官の活動を具体的に分析するものである。かかる作業を通じて、間島省臨時政府が、「満洲国」（以下、括弧を省略する）政権から中国共産党（以下、中共と称する）政権への過渡期における政治的空白をいかに埋めたのかを明らかにする。また、朝鮮人指導者の動向を微視的に追うことで地方政治が具体的にどのようなように変遷したのかについて新しい視点を提供することも試みる。

戦後の東アジアでは米ソ二大陣営の対峙する冷戦構造が形成され、これと同時に東アジアでは各勢力の政治的

せめぎ合いが始まった。このような状況下における米ソの最優先課題は占領地における治安維持であり、両国は朝鮮半島においては指導層を自陣営に傾くように支援し、社会組織を誘導した。社会主義陣営において主導権を掌握していたソ連は、自国の安全確保を重視し、周辺地域における戦後処理においては「自国本位」の外交姿勢を維持していた。^①戦後直後の延辺地方政権は、ソ連軍の指示を受けて樹立された間島省臨時政府政権が暫時担い、その後は中共政権が主導するようになった。これに伴い、延辺社会の指導層も満洲国期の日本人から臨時政府期の朝鮮人へ、さらに中共政権期の漢人へと変わっていった。このような各政権の変遷過程と、東アジア政治情勢・外交関係とは互いに影響しており、延辺は複雑な国内外の

情勢の影響を受け、主導権争奪の場となっていた。これらの状況を仔細に分析することは、近現代東アジアの政治的情勢の歴史的変遷と、現在の東アジアの国際関係を説明する一助にもなりうる。

戦後の中ソ朝関係の視点から延辺朝鮮人の動向について分析を行った研究は数多くある。⁽²⁾これらの研究では、中朝関係の行方が中ソ関係やソ朝関係のブレに大きく左右されていること、そしてそのような状況のもとで、朝鮮人幹部の運命を左右したのはソ連の戦後の極東戦略であったことが明らかにされた。しかし、そのほとんどが中共派の朝鮮人指導層を対象としており、朝鮮人内部動向に関しては詳細な分析がなされてこなかった。一方、本稿の対象時期における地域社会としての延辺地方に即した研究を概観すると、多くは朝鮮人と漢人との民族問題に関心が集中してきた。⁽³⁾中国で発表された研究では、漢人と朝鮮人との協力に焦点が当てられており、延辺地域の朝鮮族研究者による論考も中共の立場からの叙述が多い。このように延辺の主体であった朝鮮人内部の対立は分析の組上に載せられてこなかった。⁽⁴⁾さらに、これらの研究は延辺に即した研究であるにもかかわらず間島省臨時政府をほとんど考察していない。延辺は朝鮮半島か

らの移住朝鮮人が八割を占める移民社会であり、間島省臨時政府の政策やその朝鮮人文官の動向をミクロな視点で分析することは、満洲国政權から中共政權への過渡過程における延辺地方をめぐる国際情勢と内部的政治状況を検討するに重要な意義を持っている。

具体的な分析にあたつて、本稿では以下のような三つの問いを立てる。

第一は、間島省臨時政府の朝鮮人文官の政治的志向はいかなるものであったのかという問いである。上述のように、戦後の延辺地方はソ連と朝鮮北部からの影響を強く受けており、中共勢力が浸透する以前において当該地方では、中共や中国国民党（以下、国民党と称する）のみならず、自らの影響力を中国に残そうとしていたソ連や朝鮮の干渉も絶えなかった。間島省臨時政府の朝鮮人文官もまたかような国際状況の影響を強く受けており、彼らの動向や政治的志向を分析することで、間島省臨時政府の朝鮮人文官が目指した政權について明らかにできる。

第二は、ソ連軍の占領地における政策とその実行方式はいかなるものであったのかという問いである。ソ連軍が大連など大都市において行った政策に関する分析は多

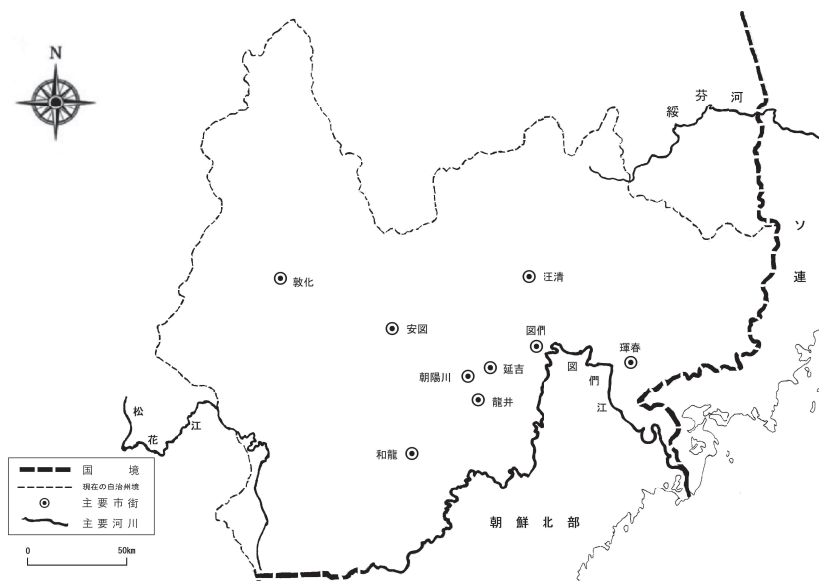


図1 戦後初期の延辺地方

いが、地方小都市における政策に関する分析は十分とはいえない。延辺に言及した研究においても、ソ連軍の政策は実施されなかったとされている。しかし、当時のソ連軍にとって、各勢力がせめぎ合う地域でいかなる勢力を利用するかは自らの占領統治を維持する上で極めて重要な意味を持っていた。したがって、この問題の分析はソ連軍の占領地政策過程を分析する上で欠かせない作業である。

第三は、満洲国と間島省臨時政府政権との連続性・非連続性はいかなるものであったのかという問いである。間島省臨時政府は、延辺社会が満洲国政権から中共政権へと変換する転換期の政権であり、この問題の検討は延辺の形成過程の究明、及び変動する中国国内情勢や国際情勢と地域社会との連関を解明する上で重要な意義を持っている。

本稿では、主に当時延辺で発行された朝鮮語新聞である『韓民日報』、『延辺民報』を使用して分析を行う。『韓民日報』は、一九四五年九月一八日に満洲国時期の文人達により発行されたものであり、朝鮮半島の動向を注目しながら中共と国民党の記事を偏らず掲載するなど政治的中立の立場を維持していた。一九四五年十一月五

日以降は朝鮮人社会団体である延辺人民民主大同盟（以下、民盟と称する）の機関紙となつて『延辺民報』と改称されたが、『韓民日報』の社員はそのまま『延辺民報』に移籍した。⁽⁵⁾『延辺民報』は、発行初期こそ中立的立場であつたものの次第に中共色を強め、一九四五年一月二四日には中共の延辺行政督察專員公署（以下、專署と称する）の機関紙となつた。しかし、中共の路線と方針の宣伝のみならず、同紙には当時の延辺社会の様相を伝える記事も比較的多く、当該時期の延辺社会を分析するうえで有用な史料である。ほかにも、異なる性質を有する史料を一部組み合わせて検証することによって、新聞報道が有するバイアスの回避に努める。

以下、第一節では終戦前後における間島朝鮮人の状況を朝鮮人文官と朝鮮人民衆とに分けて検討する。第二節ではソ連軍により設立された間島省臨時政府の主な政策とその役割を考察する。第三節では間島省臨時政府の解散と朝鮮人文官の政治的動向について分析を行う。

一 第二次世界大戦前後における間島朝鮮人

（一）終戦前の間島省とその管理

中国国内における最大の朝鮮人移住民居住地である延

辺地方（旧間島省）は、東はロシア、南は朝鮮民主主義人民共和国と隣接する国境地帯に位置し、国共内戦期においては中共の東滿根拠地の中心となつていた。

朝鮮人が中国に本格的に移住し始めたのは一九世紀後半である。一八六〇年代から、朝鮮北部で頻発していた凶作や伝染病などの自然災害により、多くの朝鮮人が東北地方に移住した。特に一八六九年に咸鏡道で発生した大飢饉と一八七〇年代の清朝政府の封禁令取消は東北地方への朝鮮人移住をさらに促進した。⁽⁶⁾なかでも朝鮮半島との国境地域であつた延辺地方には朝鮮人の移住者が多かった。日本による「韓国併合」後には、延辺地方の朝鮮人は「日本臣民」となり、日本人として扱われた。しかし、一九一九年の朝鮮における三・一運動以降、東北地方は朝鮮独立運動の拠点となり、朝鮮人の抗日活動がさらに活発となり、それに対して日本当局は一九二〇年一〇月に日本人居留民の保護を名目に間島に軍を派兵するに至つた。⁽⁷⁾

延辺地方の反日活動は以降も断続的に行われ、日本は当地域を管理しにくい地域と見なしていた。その結果、一九二一年七月に朝鮮総督府と日本外務省が協定を結び、在滿朝鮮人の管理において、教育・衛生・牛疫予防・金

融・産業・啓蒙（視察団・印刷物・巡回講演）及び救済に關しては朝鮮總督府が担当し、警察取締・朝鮮人民会の補助指導・監督調査及び就籍（朝鮮人無籍者の戸口登録）に關する事務は外務省が管理することにした。⁽⁸⁾一九三二年三月に滿洲国が建国され、東北地方が日本の實質的統治下に置かれると、延辺地方の朝鮮人は当地域を特別区域に設定するように要求した。しかし滿洲国は、行政組織そのものは変更せず、行政機關を一部変更して朝鮮總督府から朝鮮人文官を派遣することにした。⁽⁹⁾したがって、戦前において延辺地方は地域的に滿洲国に属していたものの、實質的には朝鮮總督府の行政権の影響下に置かれていたことが分かる。

一九三七年に滿洲国の治外法権が撤廃されると、延辺地方の朝鮮人は「日本臣民」ではなく、滿洲国の「五族協和」精神による一つの民族としての朝鮮人となった。同時に、延辺地方の朝鮮人管理は朝鮮總督府から滿洲国に移讓されることとなり、朝鮮總督府より滿洲国に派遣されていた朝鮮總督府關係職員及び民会職員ら二一二七名も滿洲国官公吏として引き続き任命された。⁽¹⁰⁾これは、反日思想が強い朝鮮人居住地域においては、朝鮮人がそのまま管理したほうが反発も少なく、地域の安定に役立つと認識したための措置であろう。

滿洲国崩壊後、東北地方各地にいた朝鮮人は多少なりとも財産を有する者は朝鮮へ帰還し、貧困で帰還の術がなかった者はその土地に残った。一方で、延辺地方の朝鮮人は既に定着しており、朝鮮への帰還は少なかった。⁽¹¹⁾

（二）朝鮮人文官の去就

滿洲国の治外法権撤廃後、朝鮮總督府より引継がれた朝鮮人文官に加えて、滿洲國中堅官吏養成機關であった大同学院出身者や現地で任用された協和会の職員であった朝鮮人中堅文官までを加えると、三〇〇〇名以上の朝鮮人が滿洲国行政機構内で働いていた。普通学校教員及び民会理事を滿洲国官吏とする問題に対して、滿洲国側から反対されたものの、結果的には全員が官吏となり、民会職員は各県吏員として扱われるようになった。⁽¹²⁾そのなかで、一九四〇年時点において高等文官として働いていた朝鮮人は八二名であった。⁽¹³⁾

朝鮮人が滿洲国において高等文官になるためには、主に、①日本の高等文官試験に合格後、勤務先として滿洲国を選択、②朝鮮總督府からの人事異動、③滿洲国の高等文官試験に合格、④大同学院卒業後の就任、⑤朝鮮總

督府から満洲国に移行された官吏の昇進であつた。¹⁴⁾

それでは、朝鮮総督府からの人事異動に関する朝鮮人文官の反応はいかなるものであつたのであろうか。一九一九年、日本外務省より勅令「朝鮮人ノ多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館職員ノ特別任用二関スル件」が出され、満洲における朝鮮人副領事・書記生の特別任用制度が実施されたが、その人選過程は朝鮮三・一運動後の融和策の一環として、朝鮮総督府の意向が全面的に反映され、人選においても朝鮮総督府が推薦した人物が優先された。¹⁵⁾しかし、朝鮮総督府の被推薦者らは満洲国への就任を断つたため、職員人選が決定されるまでには長い時間がかつた。¹⁶⁾これは少なくとも当時、朝鮮総督府からの満洲国への人事異動は、朝鮮に住居を持っていた人にとって好意的にとらえられていなかったことが窺える。しかし、一九三〇年代後半になると、多くの朝鮮人エリートが満洲国を出世できる機会の場合として選択するようになった。その理由として挙げられるのが高等教育を受けた朝鮮人の就職難と、人事における日本人との差別から逃れることであつた。¹⁷⁾朝鮮半島においては、給料や初任発令地、昇進などが日本人に比べ冷遇されていると考えていた朝鮮人文官が多かつた。¹⁸⁾

間島省における朝鮮人文官を見てみると、治外法権撤廃後の一九三七年の朝鮮人高等文官二九名のうち一五名は朝鮮総督府からの転出で、一二名が治外法権撤廃以前の朝鮮総督府出身の満洲国官吏から昇進してきた者であつた。¹⁹⁾ほとんどが朝鮮総督府出身であつたことが分かる。

二 間島省臨時政府の発足とその政策

(一) 間島省臨時政府の発足

一九四五年八月二〇日、延辺に進駐したソ連軍は間島省公署及び満洲国のすべての機関を撤廃し、間島省臨時政府を発足させた。間島省臨時政府の文官は、日本人を除く満洲国の文官がそのまま任用され、臨時主席には元満洲国間島省省長で朝鮮人の尹泰東が任命された。他にも延吉県県長・艾永均(警務処長兼任)、和龍県県長・陳洋根や琿春県県長・王徳名等、親国民党派文官もそのまま任用された。当時、延吉に在住していたN氏によると、延吉街の交番でも戦前に警察署で働いていた漢人や朝鮮人が引き続き働いていたという。²⁰⁾

満洲国の国家行政機関や関東軍、日本領事館、南満洲鉄道株式会社などに勤務した者のなかには国民党派の人も含まれていた。例えば、一九四五年一〇月一二日に間

表1 間島省臨時政府文官名

官職	名前	民族	満洲国期経歴
間島省省長	尹泰東	朝鮮人	間島省理事官、教育庁学務課長、同民生庁文教課長、民生部教学官、民生部理事官、官房資料課長兼教学官、間島省次長、間島省省長
間島省次長	韓雲陞	漢人	不明
秘書官	朴昌武	不明	不明
	全義奎	不明	不明
参事官	孫仁軒(簡)	不明	不明
	尹明善(簡)	朝鮮人	国务院総務庁事務官主計処、大陸科学院事務官兼総務庁事務官、総務庁理事官、統計処統制科長兼臨時国勢調査事務局庶務科長、理事官、総務庁計科長
	任昌浩(簡)	朝鮮人	1940 年度朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所入所
	鄭殿帮	不明	不明
	池寅奎	朝鮮人	不明
	楊嗣嬢	不明	和龍県県長
	朱鐘宇	朝鮮人	協和会泰来県事務長、協和会間島省本部
	白龍河	朝鮮人	朝鮮總督府出身
	金栄珍	朝鮮人	民生部学務科事務官
	呉隆昌	不明	不明
民生庁長	崔福坤	朝鮮人	間島省専売署長
実業庁長	劉星一	不明	不明
商政庁長	李応烈	朝鮮人	奉天省公署事務官
財政科長	劉星一(兼)	不明	不明
文教科長	林栄昌	不明	不明
動員科長	韓恒錫	朝鮮人	朝鮮總督府出身
保健科長	李奇峰	不明	不明
実業科長	李裕錫	朝鮮人	安東省治安部馬政局事務官
経済科長	申栄雨	不明	不明
交通科長	金□□	不明	不明
地政科長	金石俊	朝鮮人	汪清県行政科長事務官
林政課長	李成山	朝鮮人	元朝鮮共産党員
林産科長	□和	不明	不明
警務処長	艾永均	不明	国民党

出典：「間島省臨時政府就任令」1945 年 8 月 21 日、和龍県檔案局革命歴史檔案 (2-1945-074)、『韓民日報』、『三千里』、『東亜日報』『朝鮮總督府及び所屬官署職員録』『朝鮮總督府官報』など。

註：満洲国期経歴は、満洲国期において務めたことのある官職や経歴である。なお、□は判読不能文字である。

島省臨時政府が省主席公館で石炭炭鉞経営に関する会議を開催した際にも、省代表として尹泰東、尹明善、劉一星、艾永均らの文官と、団体代表として国民党や延辺労働青総同盟（延辺人民民主同盟の前身）の代表者、炭鉞関係者三〇余名が参加していた。⁽²¹⁾ また一九四五年一月二一日、延吉県街村代表大会が延吉県臨時政府礼堂で開催されたが、県側として楊嗣驥県長以下各局科長、省政府側としては実業庁長劉一星、朱鍾宇、金榮珍、各参事官、街村側として龍井、図們の両街を含め管下一六村の代表二六名、各団体側として国民党、労働青総同盟代表、合作社、糧穀管理会社関係者ら七〇余名が参加した。

ソ連軍が延辺に進駐した際、延辺社会は元満洲国文官、国民党、中共などの各勢力がせめぎ合う複雑で不安定な状況であった。当時のソ連軍にとって、どの勢力を利用するかは自らの占領統治を維持する上で非常に重要な意味を持った。このような状況で、数多くの原材料や機械施設を自国に積み出したり、捕虜移送したりしようとしたソ連軍は何よりも社会の安定を求めたと思われる。その背景には、一九四五年八月一四日にソ連と国民政府が結んだ中ソ友好同盟条約があった。ソ連軍はこの条約より、公式には一月中旬まで撤退しなければならなかつ

たため、三ヶ月という短い期間について新しい文官を任用するよりは、今まで行政を担当していた元満洲国期文官をそのまま使うことがより早く社会を安定させることにつながり、乱れた民心を収拾できると判断したためであったと考えられる。

（二）間島省臨時政府の政策

朝鮮人文官により指導されていた間島省臨時政府は様々な政策を実施したが、彼らはこのような政策を通じてどのような政権を目指していたのか。ここではその具体的な政策内容について検討する。

①民族政策

戦後、満洲各地から延辺に避難してきた人や、朝鮮へ帰還しようとする人が延辺地方に集まってきた。多くの人が朝鮮への帰還に際して穀類、鮎、野菜を持って行ったため、延辺地方の物資が払底し、物価が暴騰した。間島省臨時政府は朝鮮人の携帯食以外の物資持ち出しを許可制にして、朝鮮人の帰還に伴う物資の流出問題に対応した。しかし、朝鮮行き証明書の申請は実際の帰還者の二割程度（毎日三〇件ほど）で、無許可で朝鮮に帰還す

る人が多かった⁽²²⁾。

間島省臨時政府は朝鮮人に在留を勧め、漢人と朝鮮人との親善に関する宣伝に力をいれることにした。⁽²³⁾このような宣伝記事は、朝鮮人を延辺に定着させて社会安定を図ろうとした間島省臨時政府の意図と、延辺地方に生活基盤を持つ現地朝鮮人エリート達が『韓民日報』や『延辺民報』などの新聞を通じて、朝鮮人の延辺定着を勧めていた定着志向とが図らずも一致していたことを示している。また、中共の権力浸透により実現することはできなかったものの、間島省臨時政府は漢人と朝鮮人に対する民族政策に慎重を期していた。例えば、政府の参政委員や各地の委員数において、漢人と朝鮮人を同じ数にするなど、⁽²⁴⁾政権の中においても民族勢力均衡を図ろうとした。

③経済政策

一九四五年の延辺地方は厳しい自然災害により物品が不足し、消費財の価格が高騰する経済的困難に陥った。また大量の食糧やたばこ、酒類など密輸品が毎日省外や朝鮮北部へ流れていき、工場が止まるなど、一般民衆の生活は非常に困難であった。⁽²⁵⁾さらに、ソ連軍が朝鮮北部

において軍票で一万トンの食糧を購入したため、延辺と隣接している朝鮮一部地域で食糧危機が発生した。多くの朝鮮人は延辺から朝鮮へ食糧を密輸したため、延辺も食糧危機に陥った。⁽²⁶⁾このような状況で、間島省臨時政府は、食糧確保、物価調整や工場の再稼働を行い、延辺社会で大多数を占めている農民と労働者層の生活を安定させる政策を最優先した。

一方、小作料に関しては、収穫高によって、上・中等地は三七制、下等地は二八制とし、⁽²⁷⁾小作期間は三年以上と決定された。⁽²⁸⁾これに関しては、朝陽川鎮の朝陽村では中韓地主会が開催されたことから確認できる。各機関団体立会の臨時地主会において、漢人と朝鮮人の地主約五〇名に対して、上記の間島省臨時政府布告文の趣旨が説明され、小作料調整について漢人と朝鮮人の地主に諒解させた。⁽²⁹⁾『韓民日報』に延吉県德信村では既に三七制を実施しているとの内容も記載されていることから、小作人に有利な制度を実施することによって、間島省臨時政府が社会の多数を占めている小作農民の生活を安定させようとしたことが窺える。

③治安維持

戦後、延辺地方では、複数の治安維持会や社会団体の武装組織が組織されていた。また、ソ連軍が収容所にいた満洲国期の服役者らを全員釈放したため、間島省臨時政府は治安維持の対応を迫られた。そこで、間島省臨時政府は各地の治安維持会を吸収すると同時に、自衛団を改編し公安分局指導下に入れることで、治安を確保しようとした⁽³¹⁾。一般民衆は、間島省警備隊の整備により、省内治安が完全に回復すると期待しており、積極的に警備隊に志願していた⁽³²⁾。

間島省臨時政府は整備した警察機構を強化することで治安確保を期した⁽³³⁾。例えば、民間に隠匿された武器(特に日本刀)を徹底して回収し、犯人取締についても今後はすべて警察機構を通すことにした。しかし、一般社会においては治安維持会や朝鮮人社会団体の武装組織が実際の警察権を行使していたため、間島省臨時政府の警察機構は大きな成果は得られなかったと考えられる。

間島省臨時政府の省政府運営に対する抱負方針を見てみると、「軍司令官の命令により、絶対的責任を担って人民本位の省政を実施しているが、特に各項目に対して「ソ連」軍の指示を受けた上で、省政に努力する方針で

ある」とある⁽³⁴⁾。これは、間島省臨時政府が発表した省政運営に関する方針がソ連軍の命令によるものであり、また実行においてもソ連軍の指示を受けていたことの証左である。しかし、延辺におけるソ連軍の主要目的は軍需品供給の安定と日本捕虜の管理であり、地方事務に関する具体的指示はなかった⁽³⁵⁾。したがって、間島省臨時政府が実施した様々な政策が間島省臨時政府によって独自に構想され、間島省臨時政府はソ連軍の名義を表に出すことでその政策を順調に実施しようとしたことが分かる。

三 正式政府移行への試みと解散

(一) 間島省臨時政府の運営と解散

間島省臨時政府の樹立はソ連軍の命令によるものであり、間島省臨時政府の役割は主としてソ連軍への物資(軍需品)の供給であった。ただし、臨時政府の発足当時の方針に「現在は暫定的な臨時の人事であるが、近い将来には人民代表大会を開き、代表委員会を設置し、民衆の参政を実現する」ことであったことを鑑みると、⁽³⁶⁾ 間島省臨時政府は正式政府移行への転換も想定されていたことが考えられる。

一九四五年一〇月一四日の『韓民日報』に掲載された

臨時政府の訓令からもその意図が窺える。⁽³⁷⁾

間島省臨時政府では東北光復後、省内の新建設は中韓官民が一致協力して着々と進捗中であるが、今後省政運営に関して間島ソ連軍司令官と国民党部の諮問を得て、省政運営を実施することに決定した。各県市長は管内行政機構を急速に整備し、県市参政委員会と街村政委員会を設置し、人民参政を実施する。省委員会は各県市代表の中韓人各二名ずつ、県市委員会は各区代表一〇名、街村代表は街村数に該当する中韓人同数にする。街村委員は一〇月末までに、県市政委員会は一月中旬までに、省政委員は一月末までに選定するよう、一〇日付で各県市村に以下のような訓令を発した。本省省政運営も過去の帝国主義的思想を速やかに一掃し、人民本位の省政運営を期し、去る八月下旬に省民大会を開催し「その」決定により省政運営委員会を設置したが、その後の事態の進捗に伴い、改造を強化する必要があるため、これを発展的解体し、暫行的に人民が推薦した人民代表者によって省県市参政委員会及び街村政委員会を設置して人民参政の実を企図する。

ここから確認できるように、間島省臨時政府は省政運営を実施するに当たって、民衆の推薦を受けた委員を選出することで、民衆による民主的参政を目指し、最終的に一月末までの参政委員会の完成を図っていた。間島省臨時政府のこのような布告に関して、頭道溝村では一〇月二三日に村政委員と県参政委員の選挙が行われ、延吉県でも一〇月三〇日に県参政委員会の組織を予定するなど、一般民衆は、参政権が得られるということに積極的に参加したように考えられる。⁽³⁸⁾

しかし、一月になると延辺地方をとりまく政治状況は急変した。中共中央の延安幹部の到来により、参政委員会は中共の政務委員会に取って代わられたからである。政務委員会が参政委員会と交代した理由は参政委員会の運営方法にあった。⁽³⁹⁾ 間島市政務委員会は間島市参政委員会に対して、市参政委員会は間島省綱領によるものであり、市政に参加する権利はあるものの決議権はなく、ただ政治諮問を受ける形式機関に過ぎないと批判した。また、人民を本位においた政治であれば、人民が設立して、政策決定し、実行することに人民民主政治があるとも主張した。

これに対して、間島省臨時政府の文官は反発したよう

である。一九四五年一月五日に行われた延吉県各街村第一回人民代表大会では、緊迫した雰囲気の中かで延吉県政務委員会委員が選定されたが、深夜に及んでも合意には至らず、会議は翌日も続けられた。⁽⁴⁰⁾ 従来見たことがなかった県政務委員会という名称で会議が行われることが自体が会場内で物議を醸し、中国の新しい政治は新三民主義、即ち擁護した人民本位の民主政権を樹立しなければならぬという「爆弾的」説明があり、この発言をめぐって激しい議論が行われた。

間島省臨時政府は、延吉県各街村第一回人民代表大会の前日であつた一月四日に、各県市への連絡や事情により参政委員会の組織会議を一月一日から一日へ⁽⁴¹⁾の開催に変更した。延吉県各街村第一回人民代表大会は間島省臨時政府の予想外の開催であり、間島省臨時政府はその対応に追われていたようである。しかし、その後も間島省臨時政府は参政委員会の組織会議のさらなる延期を告知するなど、⁽⁴²⁾ 自らが進めてきた参政委員会政策を継続して実施しようとした。

一方で、各県市では既に政務委員会の委員選出の動きがあり、間島市においても一月一日に市参政委員選出のために各区人民大会が開かれた。大会では、民盟の

会員より参政委員会が批判され、政務委員会の委員選出が行われた。⁽⁴³⁾ また、県市行政機構改編に關しても議論がなされた。間島市臨時政府という名称を廃し、間島市政務委員会と改称するとともに、臨時政府接収とその時期、機構改編をどのようにするかが焦点であつた。この時期に既に臨時政府の接収とその時期に關して議論が行われたことは、中共による間島省臨時政府の接収が各県市から始まり、下部組織から順に上部組織へと接収が迫っていったことを示す。

一方、中共中央委員会から派遣された延安幹部らは、延辺地方に入つた後、一月一日には党部門の中共延辺臨時委員会を中共延辺地方委員会に改組し、さらに二〇日には行政部門においても「延辺各民族各階層の人民代表大会」を通じて延辺政務委員会が立ちあげられた。しかし、その大会に参加したのは民盟の組織を通じて参加した延吉、和龍、汪清、琿春からの約二〇名の民盟代表と、延安幹部三名のみであつた。⁽⁴⁴⁾ 政務委員会を立ち上げ、專署の設立問題を討論した人民代表大会とは、實質的には中共の指導を受けていた民盟と中共によるものであり、間島省臨時政府の要望は反映されていなかったことが分かる。延辺政務委員会は直ちに間島省臨時政府を

表2 間島省臨時政府期の延辺地方における政治情勢の変化

1945年8月20日	ソ連軍により間島省臨時政府が発足。
8月	ソ連軍の指示による各種民間団体の組織化。
9月18日	東北抗日聯軍幹部らが延吉に到着。
9月19日	各種民間団体が連合し、延辺労農青総同盟が結成。
10月20日	東北抗日聯軍による中共延辺臨時委員会が設立。
10月24日	間島省臨時政府が国民党東北接收委員と延辺接收に関して協議。
10月27日	中共延辺臨時委員会の指示のもとで、労農青総同盟を民盟に改編。
11月5日	中共の政務委員会が参政委員会を取って代わる。
11月12日	中共中央の延安幹部が延辺に入る。
11月15日	中共延辺臨時委員会が中共延辺地方委員会に改組。
11月20日	延辺政務委員会を立ちあげ、間島省臨時政府を接收。
11月21日	專署を設立し、正式に中共政権を樹立。

接收し、二一日には專署を設立して正式に中共政権を樹立した。

この時期の延辺地方における社会情勢変化をまとめると表2の如きである。

中共により樹立された延辺政務委員会の委員には、專員に關選庭（錫伯人・中共中央）、副專員に董崑一（漢人・中共中央）、委員に劉彭銘（漢人・元間島省臨時政府間島市市長）、姜信泰（朝鮮人・東北抗日聯軍）、溫裕中（漢人、元図們県東盛湧村村長）、林啓学（朝鮮人・民盟）、劉漢卿（漢人・不明）、池喜謙（朝鮮人・民盟）、雍文濤（漢人・中共中央）、李忠振（朝鮮人・民盟）、朴根植（朝鮮人・民盟）、姜東柱（朝鮮人・民盟）、韓雲陞（漢人・元間島省次長）⁴⁵⁾が選ばれた。このように実際の政務運営において影響力を有していた朝鮮人幹部や間島省臨時政府の文官が起用されていた。政務委員の配置をみると、相対的に少人数であり延辺での活動基盤も弱かった延安幹部が、中共派の朝鮮人幹部や元間島省臨時政府の文官を利用して政権を運営せざるを得なかった構図が看取できる。そして、元間島省臨時政府の朝鮮人文官が外されていることから、現地で人望を有していた朝鮮人指導層を排除する意図が読み取れる。

(二) 間島省臨時政府の朝鮮人文官の動向

中共勢力の急拡大に対して、間島省臨時政府の朝鮮人文官はどのように反応したのであろうか。

一九四五年一〇月二四日、間島省臨時政府は実業庁長・劉一星、民政庁長・崔錫坤、総務課長・李成山らを長春に派遣し、東北行営主任の熊式輝、鉄道主任の莫德惠、経済委員会主任委員の張嘉璈らと延辺現地報告及び現地接收に対する協議を行った。⁽⁴⁶⁾ 前述の通り、この時期は中共の東北抗日聯軍により中共延辺臨時委員会が設立され、さらに各県市では間島省臨時政府が進めてきた参政委員会ではなく、人民本位の政務委員会を作る動きが見られていた。間島省臨時政府の朝鮮人文官たちはこのような動きに敏感に反応したと考えられる。

一方、当時発行されていた『韓民日報』は満洲国時期の新京の『満鮮日報』の間島支社長であった崔武と『毎日申報』の間島支社長崔文国が創刊したものであり、彼らは同じく満洲国で働いていた朝鮮人エリートであるという共通点がある。『韓民日報』では、国民党の東北接收委員が近日中延辺に到着する予定であると報道し、国民党の到来に期待感を現していた。⁽⁴⁷⁾ これは、当時の朝鮮人エリート層にとっては、中共の接收より国民党による

接收を歓迎していたとも読み取れる。しかし当該時期は、アメリカとその支持を受けていた国民党への不満からソ連軍が中共支持へと態度を変化させた時期であり、間島省臨時政府の国民党との接触や朝鮮人エリートたちの国民党への関心は、ソ連軍の支持を受けていたものとは考えにくい。では、間島省臨時政府の朝鮮人文官や朝鮮人エリートたちのこのような動きはどのように見るべきであらうか。

延辺地方の行政は、満洲国時期から一貫として日本人と朝鮮人が互いに省長と次長を務め、⁽⁴⁸⁾ 実質的な行政は朝鮮人文官により運営されてきた。そのため、一般民衆の中において朝鮮人文官は一定の影響力を持っており、その運営も民衆に認められていた。⁽⁴⁹⁾ 民衆の多くは、戦後直後には必ずしも中共への明確な支持を示しておらず、中共を「外から来たもの」と見なし、中共の部隊に対して、日本軍を打倒するためにきた軍隊であり、中共の軍隊であるか国民党の軍隊であるかすらよく理解していなかった。⁽⁵⁰⁾ しかし、中共政権下においては元の指導的地位を保つことができないと判断した朝鮮人文官たちにとって、延辺における中共勢力の拡大は、その地位を維持できる新しい活動の場を探さなければならなかったこと

を意味した。一〇月二〇日に中共延辺臨時委員会が設立され、その四日後に間島省臨時政府が国民党と接触したことは、彼らの危機感の証左であろう。当時、国民党の勢力は依然として延辺地方までは及んでおらず、間島省臨時政府は国民党に正当性を認めてもらうことで、臨時政府構成員そのまま新しい政権に移ろうとしたことが推測される。

一九四五年一月二一日の専署成立の当日、延吉では慶祝宴会が開かれ、間島省臨時政府省長の尹泰東も出席した。⁽⁵¹⁾宴会では新政府の施政綱領が発表され、間島省臨時政府主席の尹泰東も発言した。尹泰東は、自分は満洲国期時代に、民衆に対し悪いことを多くしたが、八・一五後には民衆から寛大に許されて、数ヶ月も留任させてもらい非常に感謝していると伝えた。また、解任後は、自分の祖国「朝鮮」へ帰国し、中朝人民の友好のために引き続き貢献したいとも述べた。

他方、満洲国における朝鮮人文官の中には大同学院や建国大学を卒業して就職した朝鮮人エリートも多く、満洲国高等文官試験に合格し、日本の教育機関における教育を受けていたにもかかわらず、就任先において朝鮮人学生たちに抗日思想を教えていた朝鮮人エリートたちも

いた。⁽⁵²⁾間島省において長らく勤務していた朝鮮人文官やエリートたちにとってもその祖国は朝鮮と認識されており、さらにそのなかの一部の人は自らの身分を利用して民族解放運動を行っていた。

間島省臨時政府の解散後、中共側の一部幹部により、満洲国期の間島省の省報と各部門の文官名簿をもとに満洲国期の間島省文官が逮捕された。これらの文官は全員朝鮮人であり、各県において民衆の恐怖心を引き起こした。⁽⁵³⁾そのため、中共は、罪の大小により区別して対処するべきであり、一般状況では逮捕せず、既に逮捕した者で重大問題がない人は釈放するようにした。これは、多数の元官吏との対立を避けて一般民衆を安定させる政策をとったともみなすことができる。

間島省臨時政府の解散後、数百名の旧官吏のうち、八〇名の技術職員のみが現地に残された。⁽⁵⁴⁾また、間島省臨時政府省長ら一部の朝鮮人文官はソ連軍により平壤へ連行された。彼らは朝鮮北部で役職を与えられたものの、その後はさらにシベリアへと連行された。⁽⁵⁵⁾これは、ソ連軍の政権運営に慣れている「人材」は朝鮮北部において利用し、その価値がなくなった後はシベリアへ連行されたと推測される。

おわりに

本稿は、戦後ソ連軍が中国延辺地方に設立した間島省臨時政府による各種政策及び朝鮮人指導層の活動を具体的に分析することを通じて、中共が浸透する以前における延辺社会の朝鮮人文官の動向を分析した。その内容をまとめると次の通りである。

第一節では、終戦前後における延辺地方の朝鮮人の状況を考察した。複雑な国内外の情勢の影響を受け、主導権争奪の場ともなっていた延辺地方は満洲国政権から国民党系の臨時政府、さらに中共政権へと政権の担い手がめまぐるしく変遷した。延辺地方は地域的に満洲国に属していたものの、実質的に朝鮮総督府の行政権下に置かれており、その朝鮮人文官も朝鮮総督府出身者が多かった。そのため、間島省臨時政府の朝鮮人文官は朝鮮総督府とも密接な関係を持っていた。

第二節では、間島省臨時政府が実施した各政策とその役割を検討した。間島省臨時政府は、民族・経済・治安維持など各分野における実務を担当していたが、それはソ連軍との利益を共有できるものでもあった。ソ連軍は自らの利益を最大化するために元満洲国文官をそのま

ま利用したからであり、朝鮮人文官らはソ連軍の影響力を利用してその政策を実施しようとした。

第三節では、間島省臨時政府の解散と朝鮮人文官の政治的動向を分析した。中共の権力浸透により、間島省臨時政府が進めてきた政策を実施できなくなったが、間島省臨時政府の朝鮮人文官はその指導者地位を保つために積極的に動いた。彼らは国民党との連携も視野に入れながら、新しい政権における主導権を握ろうとした。しかし、最終的には中枢からは排除された。

本稿の分析を概括すると、主に三つのことが指摘できる。

第一は、間島省臨時政府の朝鮮人文官の政治的志向である。戦後初期の延辺朝鮮人社会は、中国国内においては中共支持派と国民党支持派とに分かれていた。さらに祖国観においては、朝鮮半島を祖国であるとみなしつつも、朝鮮北部と南部で帰属意識が分かれていたという情況もあった。彼らは一貫して自身の指導的地位を守るため、密かに国民党と連携し、ソ連軍に協力しながら、ソ連軍の影響力を利用して社会状況に合わせて各種政策を実施した。しかし、当時国民党は延辺地方へ浸透できておらず、間島省臨時政府の朝鮮人文官の究極的な目標は

延辺における国民党政權で要職を務めることなく、国民党が浸透してくる前に既存の指導層のまま新しい政權へと転換することであった。

第二は、ソ連軍の占領地地域における政策の特徴は軍需品の安定した供給を目的として、当地の指導層を一時にそのまま利用したことであった。戦後直後の東北地方において中共と国民党のどちらを支持するかに対して明確な意思表示をしなかったソ連軍は、当地の既存勢力をそのまま利用することを選択した。当時の延辺地方においては、ソ連や朝鮮と密接な関係を有した朝鮮人指導層が地域社会を指導していたことが特徴であり、ソ連軍は、現地朝鮮人社会主義者による社会団体を組織させることで地域社会を掌握したものの、正式政府機関も必要であった。その際には、具体的な政策内容は指示していなかったものの、すべての政策はソ連軍に有利な方向で実施されたといえる。

第三は、満洲国と間島省臨時政府との間に植民地支配体制の連続性がみられたことである。延辺地方は歴史的経緯から中国とされながら、朝鮮人人口が圧倒的に多かった。中共が浸透する前における延辺社会は満洲国期の朝鮮人文官により運営されることで、実際の行政運営に

おける混乱は少なかった。また、延辺地方の朝鮮人文官は、満洲国の文官であったにもかかわらず、地域の特殊性から満洲国と同様に日本の支配下に置かれていた朝鮮総督府との繋がりをもっており、その多くは朝鮮総督府出身であった。このような関係性は、一国史的な歴史からだけでなく、東アジア地域全体で捉え直すことが必要であると指摘できる。

ところで、本稿では間島省臨時政府の朝鮮人文官と朝鮮総督府との関連性に関しては史料の限界で分析を加えることができなかった。戦後、朝鮮南部に進駐した米軍は、朝鮮総督府の行政組織をそのまま継承し、軍政を開始した。それに伴い、朝鮮総督府官僚の相当数が引き続き新しい政權でも残留することになった。また、戦後の韓国社会においては、少数ではあるものの間島省臨時政府出身の朝鮮人文官の活動が確認できる。韓国における満洲国と朝鮮総督府の人脈がいかに繋がっていたのかについてや、間島省臨時政府の朝鮮人文官が韓国社会における活動やその意義に関しては、今後の課題としたい。

註

(1) ブルース・カミングス(鄭敬謨・林哲・加地永都子

訳『朝鮮戦争の起源——一九四五年～一九四七年——解放と南北分断体制の出現』明石書店、二〇一二年、油井大三郎・古田元夫『第二次世界大戦から米ソ対立へ』中央公論新社、一九九八年。

- (2) 沈志華『最後の「天朝」——毛沢東、金日成与中朝關係(増訂版)』香港、香港中文大学出版社、二〇一八年、鐸木昌之「中朝の知られざる關係…一九四五～一九四九——滿州における国共内戦と北朝鮮の国家建設」『聖学院大学論叢』第三卷、一九九〇年、高永一編『중국抗日戰爭과 조선민족』一九一〇～一九五二년 조선민족통사』ソウル、백암、二〇〇二年など。

- (3) 李海燕『戦後の「滿州」と朝鮮人社会』御茶の水書房、二〇〇九年、廉仁鎬『또 하나의 한국전쟁——만주 조선인의 조국과 전쟁』ソウル、歴史批評社、二〇一〇年など。

- (4) 金東和『한반도의 민족사』延吉、延辺人民出版社、一九八八年、朴昌昱『中国朝鮮族歴史研究』延吉、延辺大学出版社、一九九五年、金春善『중국조선족통사』延吉、延辺人民出版社、二〇一〇年、孫春日『中国朝鮮族史稿』香港、香港亞洲出版社、二〇一一年など。

- (5) 『韓民日報 廢刊辞』『韓民日報』一九四五年一月五日。
(6) 윤병석『一九一〇년대 국외 한인 운동——만주·러시아』天安、独立記念館韓國獨立運動史研究所、二〇〇九年、一一四頁。

- (7) 「間島出兵声明——外務省発表」『大阪朝日新聞』一九二〇年一月十五日。

- (8) 「間島에 巡查派遣——間島在住同胞間에 多少問題가 有함으로」『東亞日報』一九二〇年七月一日、「間島에 巡查五百名増派——철명후의 준비」排日하는朝鮮人の形勢가 危險하야」『東亞日報』一九二二年三月七日、朝鮮總督府『施政二十五史』一九三五年、五三八頁。

- (9) 「内鮮人官吏を間島の顧問に——朝鮮の行政実質的延長」『大阪朝日新聞』一九三三年三月四日。

- (10) 「今日부터 治外法權撤廢——警察權도 完全히 移掌——아직 僻地農民에겐의 不安하憂慮 今後問題는 新機構運用如何」『東亞日報』一九三七年二月二日、「大陸進出의 朝鮮民衆 滿洲國에서 活躍하는 現象」『三千里』第一一卷第一号、一九三九年一月一日。

- (11) 「國民政府代電」府軍(義)字第三三四二号、一九四六年七月一三日、韓國國史編纂委員會韓國國史데이터베이스 (https://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=5_028_0010_0020_0060) 二〇二二年九月一五最終閲覧、李海燕前掲『戦後の「滿州」と朝鮮人社会』三六頁。

- (12) 「治外法權撤廢の余波——在滿總督府關係職員全部滿國官吏로——普校教員全部도 判任官으로——總計二千五百十一人」『朝鮮日報』一九三七年一月一三日。

- (13) 「우리 사회의 諸内幕——滿洲國에 朝鮮人の 高官百余名、最近에 또 三〇名을 新任하다」『三千里』第二卷第七号、一九四〇年七月一日。

- (14) 박성진「만주국 조선인 고등 관료의 형성과 정세」『韓國東洋政治思想史研究』第八卷第一号、二〇〇九年、二一九頁～二二二頁。

- (15) 「一. 朝鮮人ヲ副領事及外務書記生ニ任用ノ件 自大正九年九月」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B 151007813000、帝国外務省官制雜件第五卷(六)——「一三〇〇五」、外務省外交史料館所蔵。
- 李昇燁「外務省の『外地人』官僚たち——朝鮮人・台湾人副領事特別任用制度を中心に」松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣、二〇〇八年。
- (16) 「朝鮮人副領事——二名任命發表」『東亞日報』一九二一年九月二五日。
- (17) 한석영 『만주모던——六〇년대 한국 개발체제의 기원』소울, 문학과지성사, 二〇一六年, 一五〇頁。박성진前掲『만주국 조선인』고등 관료의 형성과 정체성」二二五頁。
- (18) 張信「日帝下 朝鮮人高等官僚의 삶과 의식——高等文官試驗行政科合格者를 中心으로」松田利彦・やまだあつし編前掲『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』。
- (19) 廣岡淨進「満洲国間島省の官僚構成——朝鮮總督府との關係を中心に」松田利彦・やまだあつし編前掲『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』六八七頁。
- (20) 一九三三年生まれ。父親が間島警察署警佐(二〇一四年七月二二日の口述調査記録、未定稿)。
- (21) 「緣故者에 引繼經營——식당채굴문제간담회」『韓民日報』一九四五年一〇月一四日、「위원수문제로종일론쟁——延吉県街村代表會議第一日」『韓民日報』一九四五年一〇月二五日。

第二次世界大戰後、間島省臨時政府の朝鮮人文官とその活動

- (22) 「穀物搬出을禁止——保安委員會에서警告」『韓民日報』一九四五年一〇月二日、「조선가게자여행증명서발급」『延民日報』一九四五年一〇月一六日。
- (23) 「省警備隊에서要望——中韓人友愛를高唱——민중의성원을바란다」『韓民日報』一九四五年一〇月一九日、「이땅을버리고어대로가오——中國人의맛있는厚情」『韓民日報』一九四五年一〇月二四日など。
- (24) 「人民參政新政治 間島省參政委員會」『韓民日報』一九四五年一〇月一四日。
- (25) 金奎方・童昌順・秋英春・朴京洙編『연변경제사』延吉、延迎人民出版社、一九九〇年、七六頁〜七七頁。「各地消息(大拉子)——密輸品防止」『韓民日報』一九四五年一月一日。
- (26) 羅亞輝「在延迎建政的日子里」韓俊光、姚作起編『解放戰爭時期的東滿根据地』延吉、延迎人民出版社、一九九一年、八九頁。
- (27) 三七制は收穫物の三割を地主の取り分、七割は小作農民の取り分とするものである。二八制は收穫物の二割を地主の取り分、八割は小作農民の取り分とするものである。なお、どのように等級を定めたかに関しては不明である。
- (28) 「신농촌경제를수립」『韓民日報』一九四五年一〇月二三日、「農民生活을保障——新体制下의小作料——省政府小作料問題를布告」『韓民日報』一九四五年一〇月二五日。
- (29) 「地方短信(朝陽川)——中韓地主會開催」『韓民日報』一九四五年一月二日。

- (30) 「스리와도적이있다 시민이여주의하라」—公安局警務科에서 警告『延辺民報』一九四六年二月一二日。
- (31) 「各市県臨時政府機構整備函地区治安維持会吸收之件」一九四五年九月一〇日、和龍県檔案局革命歴史檔案(二一九四五—〇七一)、「현시에적합한기구정비」—第二日街村代表會議——이달안에현참정위원회를조직『韓民日報』一九四五年一〇月二六日。
- (32) 「間島省警備隊結成式」—二十八日北山校에서举行『韓民日報』一九四五年一〇月二七日、「警備隊志願書」各種、一九四五年一〇月、和龍県檔案局革命歴史檔案(二一九四五—〇八九)。
- (33) 「農作物共同販賣——食糧은配給制實施」『延辺民報』一九四五年一月一〇日。
- (34) 同前。
- (35) 黃森「延辺是我們勝利前進的基地」韓俊光、姚作起編前掲「解放戰爭時期的東滿根据地」九六頁。
- (36) 金哲「東滿の民主大同盟に関する考察」『法政研究』第七一卷第四号、二〇〇五年、一二二頁。
- (37) 「人民參政新政治 間島省參政委員會」『韓民日報』一九四五年一〇月一四日。
- (38) 「우리도參政權을가졌다——延吉婦女會遂結成——오직團結란指標로前進」『韓民日報』一九四五年一〇月二日、「현시에적합한기구정비——이달안에현참정위원회를조직」『韓民日報』一九四五年一〇月二六日、「村政務發足」『韓民日報』一九四五年一〇月二六日、「婦女들에게겨文——間島婦女會執行委員會서」『延辺民報』一九四五年一月七日。
- (39) 「간도시임시정부를市政務委員會로——各区人民代表會議에서決定」『延辺民報』一九四五年一月一三日。
- (40) 「新三民主義立脚——中韓人親善邁進——延吉県各街村人民代表會第一回」『延辺民報』一九四五年一月七日。
- (41) 「省參政委員會組織會議」『延辺民報』一九四五年一月七日。
- (42) 「省參政委員會——組織會議再延期」『延辺民報』一九四五年一月一三日。
- (43) 「産業復活에重點——延吉県各村人民代表會議遂終幕」『延辺民報』一九四五年一月九日、前掲「간도시임시정부를市政務委員會로」。
- (44) 羅亞輝前掲「在延辺建政的日子里」八六頁。
- (45) 中共延辺州委組織部、中共延辺州委党史研究室、延辺朝鮮族自治州檔案館編『중국공산당연변조선족자치주조작사』延吉、延辺人民出版社、一九九一年、一六七頁。
- (46) 「軍票는政府에負擔——延辺接收問題——劉一星氏一行交涉歸任談」『延辺民報』一九四五年一月一〇日。
- (47) 「東北接收委員近日一部來到」『韓民日報』一九四五年一〇月四日。
- (48) 延辺朝鮮族自治州地方志編纂委員會『延辺朝鮮族自治州志』北京、中華書局、四三九頁。
- (49) 「現在市政運營——緊急对策會議」『韓民日報』一九四五年一〇月一四日。
- (50) 「在延辺地委第一次擴大會議上雍文濤同志的報告及結

- 論——一九四六年一月八日」延邊朝鮮族自治州檔案館編『中共延邊吉東吉敦地委延邊專署重要文獻匯編』第一集、延吉、延邊人民出版社、一九八五年、三〇頁、「艱苦的歲月戰鬥的歷程——訪中紀委委員陳坦」前揭『解放戰爭時期的東滿根據地』六〇頁。
- (51) 黃森前揭「延邊是我們勝利前進的基地」九九頁。
- (52) 中国朝鮮族歴史足跡編集委員會編『중국조선민족발자취총서四 권전』北京、民族出版社、一九九一年、五〇五頁、五〇七頁、五一五頁。
- (53) 「全心全意為人民 創建延邊根拠地——訪延邊地委第一任書記、國家綠化委員會副主任雍文濤」前揭『解放戰爭時期的東滿根據地』七頁、前揭「在延邊地委第一次擴大會議上雍文濤同志的報告及結論——一九四六年一月八日」一九頁。
- (54) 羅亞輝前揭「在延邊建政的日子里」八六頁。
- (55) 韓相国「私の戦後史」『間島中学校同窓会報』第一八号、二〇〇三年、「蘇聯에抑留된同胞生存者氏名(十二月通信部調査)」『東亞日報』一九四九年二月一九日。